

～ 給与勧告の仕組みと本年の勧告について ～

令和6年10月
長崎県人事委員会

【内容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の仕組みと手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との比較
- 5 本年の給与改定について
- 6 給与制度のアップデートについて
- 7 最近の給与勧告の状況(行政職)
- 8 最近の給与水準(行政職)

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっている職員は、下表のとおりです。

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	令和5年 4月	令和6年 4月	増 減	令和5年 4月	令和6年 4月	増 減
行政職	4,215	4,199	△ 16	41.8	41.5	△ 0.3
公安職	3,031	3,014	△ 17	38.1	38.2	0.1
海事職	72	73	1	46.0	46.0	0
教育職(二)	3,127	3,088	△39	44.4	44.3	△ 0.1
教育職(三)	7,188	7,080	△108	44.2	43.7	△ 0.5
研究職	166	159	△7	43.8	43.3	△ 0.5
医療職(一)	21	21	0	49.4	49.3	△ 0.1
医療職(二)	208	193	△15	44.2	44.7	0.5
医療職(三)	124	124	0	42.6	42.7	0.1
計	18,152	17,951	△ 201	42.7	42.4	△ 0.3

※ この表には再任用職員は含まない。

2 給与勧告の仕組みと手順

人事院の給与勧告と同じ仕組み

- ・公務員と民間の給与及びボーナスを調査した上で、精密に比較し、勧告を実施
- ・民間給与の調査(全国共通)は人事院との共同調査。比較の方法は人事院と同じ

民間給与の調査(実地) ※全国共通、人事院と共同調査

企業規模及び事業所規模が正社員50人以上の県内民間事業所451事業所のうちから人事院が層化無作為抽出法により140事業所を抽出

県職員給与実態調査

(個人別給与4月分)
行政職、公安職、教育職等を調査

事業所別調査

給与改定や諸手当の支給状況

賞与等の特別給の支給状況
(令和5年8月から
令和6年7月まで)

県職員の年間支給月数と比較

従業員別調査

事務・技術関係従業員の4月分実支給額
(工員等の職種は調査の対象外)

民間企業従業員と県職員(行政職)の4月分給与を精密に比較
(ラスパイレス方式による公民給与較差の算出)

情勢適応の原則
均衡の原則

※ ラスパイレス方式
役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士の給与を比較

給料表・手当の改定等の内容検討・決定

人事委員会報告・勧告

県議会

(改正給与条例の審議・決定)

給与条例等改正議案提出

県知事

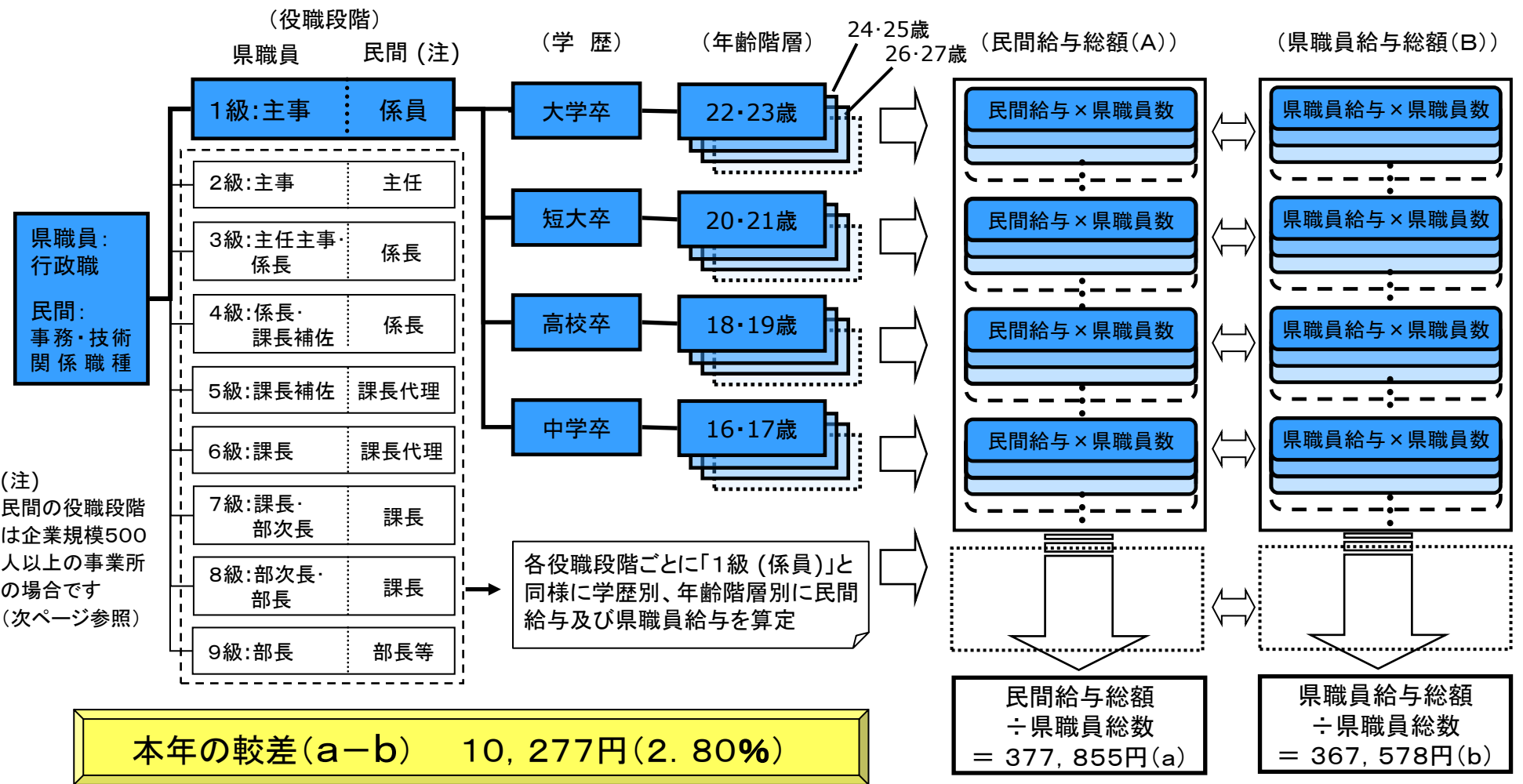
(勧告の取扱い決定)

人事院の給与勧告
他都道府県等の動向

3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(参考) 公民給与の比較における対応関係

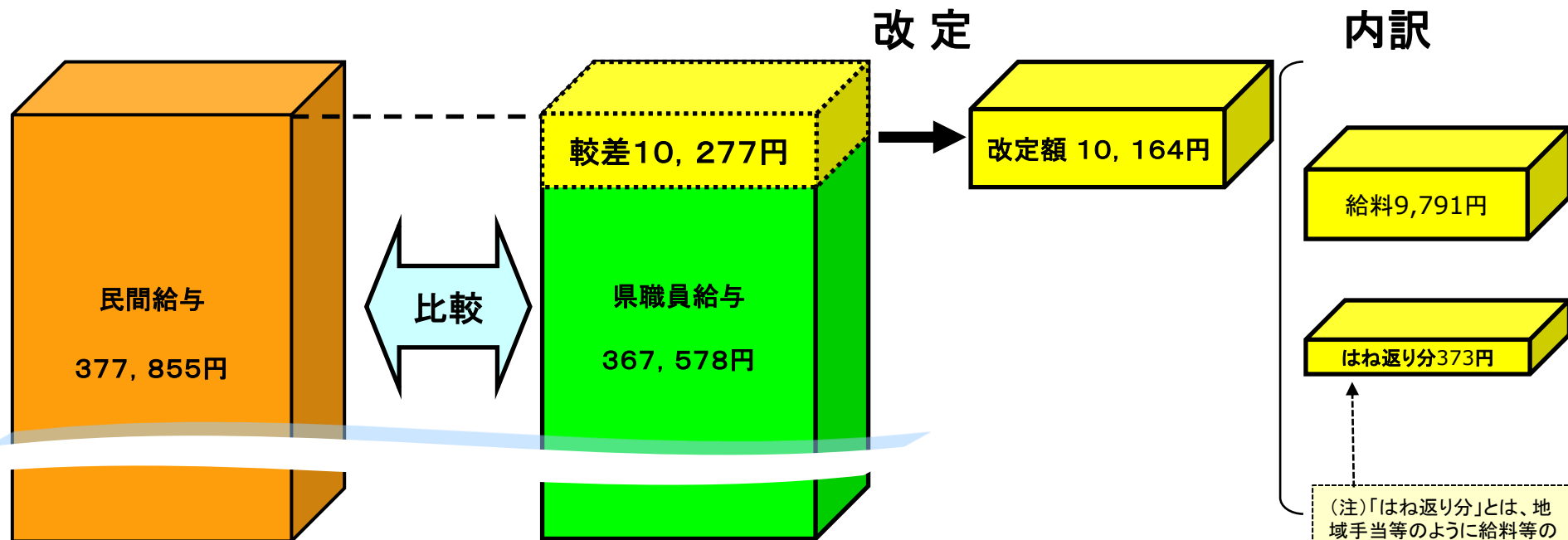
行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課 長	
5級			課 長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

4 民間給与との比較

月例給

民間給与が県職員の給与を10,277円上回っていました。



※ 本年度の新規学卒者は含まない。

(注)「はね返し分」とは、地域手当等のように給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

特別給(ボーナス)

民間の支給割合(4.60月)が県職員の支給月数(4.50月)を上回っていました。

5 本年の給与改定について(その1)

1. 給料表

行政職給料表は、人事院勧告の内容に準じ、以下のとおり初任給を引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に引上げ改定

その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ

○初任給(行政職)

大学卒	196,200円	→	220,000円	(+23,800円)
短大卒	179,100円	→	204,400円	(+25,300円)
高校卒	166,600円	→	188,000円	(+21,400円)

5 本年の給与改定について(その2)

2. 諸手当

期末・勤勉手当(ボーナス)

年間の支給月数を現行の4.50月分から、0.10月分引き上げて4.60月分に改定

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)
令和7年度 以降	期末手当	1.250月	1.250月
	勤勉手当	1.050月	1.050月

5 本年の給与改定について(その3)

勧告どおりに改定された場合の1人当たりの改定状況(行政職)

給与月額

行政職(人員 4,199人、平均年齢41.5歳)

現 行	改定後	改定額	内 訳
357,531円	367,695円	10,164円 (2.84%)	給 料 9,791円 はね返り分 373円

※ 本年度の新規学卒者を含む。

(参考) 年間給与

現 行	改定後	改定額
5,925千円	6,133千円	208千円 (3.51%)

実施時期

令和6年4月1日

6 給与制度のアップデート（その1）

人事院は、「人材の確保」「組織パフォーマンスの向上」「Well-being実現に向けた環境整備」といった人事管理上の重点課題に対し、給与面から取り組むために、給与制度のアップデートとして俸給表や諸手当等の見直しを実施。

本県においても、地方公務員法の均衡の原則等に基づき、人事院の報告及び勧告を踏まえた見直しを行う必要。

主な改定すべき事項

① 給料表

人事院勧告の内容に準じ、新たな給料表に切り替える必要

- ・初任給や若年層の給料月額的大幅引上げ（令和6年4月に先行実施）
- ・行政職給料表8級以上を職務や職責をより重視した給料体系に見直し

② 地域手当

人事院勧告の内容に準じ、級地区分及び支給地域・支給割合を見直す必要
（長崎県内は支給対象外（長崎市3%→0%））

6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(その2)

③ 扶養手当

人事院勧告の内容に準じ、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる必要
(配偶者:6,500円→0円、子:10,000円→13,000円)

④ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

人事院勧告の内容に準じ、支給対象手当に住居手当等を新たに加えるよう見直す必要

実施時期

- ・令和7年4月1日から実施
- ・地域手当及び扶養手当については、人事院勧告の内容に準じ、段階的に実施

7 最近の給与勧告の状況(行政職)

本県の平成21年から本年までの給与勧告の状況は下表のとおりです。

	月例給		特別給(ボーナス)		年間給与	
	改定額	改定率	年間支給 月数	対前年比 増減	増減額	率
平成21年	△978円	△0.25%	4.15月	△0.35月	△157千円	△2.4%
平成22年	△975円	△0.25%	3.95月	△0.20月	△98千円	△1.6%
平成23年	△1,745円	△0.46%	3.95月	—	△33千円	△0.5%
平成24年	—	—	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	863円	0.23%	4.10月	0.15月	70千円	1.2%
平成27年	787円	0.21%	4.20月	0.10月	49千円	0.8%
平成28年	520円	0.14%	4.30月	0.10月	45千円	0.8%
平成29年	489円	0.13%	4.40月	0.10月	45千円	0.8%
平成30年	620円	0.17%	4.45月	0.05月	29千円	0.5%
令和元年	417円	0.12%	4.50月	0.05月	25千円	0.4%
令和2年	—	—	4.45月	△0.05月	△19千円	△0.32%
令和3年	—	—	4.30月	△0.15月	△55千円	△0.92%
令和4年	861円	0.24%	4.40月	0.10月	50千円	0.85%
令和5年	3,515円	0.99%	4.50月	0.10月	95千円	1.62%
令和6年	10,164円	2.84%	4.60月	0.10月	208千円	3.51%

8 最近の給与水準(行政職)

本県の平成21年から本年までの給与水準については下表のとおりです。

	平均年齢	年間給与額				ラスパイレース指数 【給料の月額 国=100】	参考値
		改定前	改定後	改定額	改定率		
平成21年	43.1歳	6,514千円	6,357千円	△157千円	△2.4%	101.2	—
平成22年	43.1歳	6,293千円	6,195千円	△98千円	△1.6%	101.0	—
平成23年	43.1歳	6,136千円	6,103千円	△33千円	△0.5%	100.7	—
平成24年	43.0歳	6,031千円	6,031千円	—	—	108.0	99.8
平成25年	42.9歳	5,975千円	5,975千円	—	—	107.3	99.2
平成26年	43.0歳	5,960千円	6,030千円	70千円	1.2%	98.9	—
平成27年	42.8歳	5,958千円	6,007千円	49千円	0.8%	98.1	—
平成28年	42.5歳	5,935千円	5,980千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成29年	42.4歳	5,938千円	5,983千円	45千円	0.8%	98.5	—
平成30年	42.3歳	5,956千円	5,985千円	29千円	0.5%	98.2	—
令和元年	42.2歳	5,975千円	6,000千円	25千円	0.4%	98.2	—
令和2年	42.4歳	6,003千円	5,984千円	△19千円	△0.32%	98.2	—
令和3年	42.2歳	5,953千円	5,898千円	△55千円	△0.92%	98.2	—
令和4年	42.1歳	5,871千円	5,921千円	50千円	0.85%	98.2	—
平成5年	41.8歳	5,862千円	5,957千円	95千円	1.62%	98.2	—
令和6年	41.5歳	5,925千円	6,133千円	208千円	3.51%	—	—

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。